

## 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから10年を迎えますが、介護現場では深刻な問題が山積しています。特に特別養護老人ホームの入所申込者数は42万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻です。介護保険を利用している要介護認定者とその家族、そして介護事業者及び介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービス及び介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきています。

しかも、15年後の2025年には65歳以上の高齢者人口が、現在と比べ2割ほど増加すると見込まれています。今後さらに進展する超高齢社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現を目指すには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められています。

そのために、2012年に行われる介護保険制度改正では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考えます。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、介護保険制度の抜本的な基盤整備に向け、下記の事項について、早急な取り組みを行うよう強く要望します。

### 記

- 1 2025年までに「介護施設の待機者解消」を目指すために、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設及びグループホームを3倍増にすること。
- 2 在宅介護への支援を強化するために、訪問介護サービスの拡充を行うほか、家族に休息してもらおう態勢整備も行うこと。
- 3 煩雑な事務処理を精査し、手続き及び要介護認定審査の簡素化を行い、すぐに使える制度に転換すること。
- 4 介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 5 介護保険料の上限が高くなりすぎないように抑制するため、公費負担割合を5割から、当面6割に引き上げ、2025年には介護保険の3分の2を公費負担でまかなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月23日

江戸川区議会議長 須賀 精二

内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて